

# 大野城市乙金区規約

## 第 1章 総則

- 第 1条 本区は乙金区と称し、事務所を乙金公民館に置く。
- 第 2条 本区は大野城市乙金区に居住する区民をもって組織する。
- 第 3条 本区は6ブロックに分け、さらにこれを細分し組と称する。  
組数は世帯数の増減により変更する事が出来る。
- 第 4条 本区は自由と平和を愛し、区民相互の親睦を図り、併せて  
区の発展に寄与することを目的とする。
- 第 5条 本区は目的達成のため、次の事項・事業を行う。  
(1) 福祉に関する事項  
(2) 親睦に関する事項  
(3) 保健・衛生に関する事項  
(4) 環境保護に関する事項  
(5) 土木に関する事項  
(6) 公民館活動に関する事項  
(7) 防犯・防災・交通に関する事項  
(8) その他、区の目的達成に必要と認められる事項

## 第 2章 機関

- 第 6条 本区に次の機関を置く。  
(1) 総会  
(2) 幹事会  
(3) 組長会  
(4) 運営委員会
- 第 7条 総会は本区の最高決議機関であって、次の事項を決定する。  
(1) 規約改正に関する事項  
(2) 事業計画に関する事項  
(3) 予算、決算に関する事項  
(4) その他、重要な事項

**第 8条** 総会は区長が招集する

(1) 総会の招集は開催5日前までに、日時・場所及び会議の目的等を区民に通知しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合にはこの限りでない。

(2) 定期総会は年1回とし、4月に開催する。

(3) 臨時総会は区長、幹事会及び組長会が必要と認めたととき、及び区民の3分の1以上の申し出があったときに開催する。

**第 9条** 総会は、区民(各世帯1名)の2分の1以上の出席者(委任状を含む)がなければ開催することができない。ただし、総会を再召集した時は、3分の1以上の出席者により開催することができる。

**第10条** 1 総会の議長は、その都度出席者の中から選出し、決議事項は出席した区民の多数決で決定する。  
2 総会で決議した事項は速やかに区民に通知しなければならない。

**第11条** 1 幹事会は、総会に次ぐ決議並びに執行機関で、区長、公民館館長代理及び副区長(以後副区長とする)、書記、会計及びブロック長をもって構成する。なお、区長が議長となる。

2 幹事会は、総会に諮るべき事項並びに次の事業を行う。

(1) 総会で決定された事項

(2) 規約で定められた事業の施行

(3) 簡易な事項及び緊急な事項

3 幹事会は、区長が必要と認めたととき、又は構成委員の3分の2以上の申し出があったとき開催する。

4 幹事会は、構成委員の3分2以上の出席者がなければ開催することができない。

なお、決議事項が賛否同数の場合は議長がこれを決する。

**第12条** 組長会の開催は、第11条第2項の事項及び事業を行う場合で、区長又は幹事会が必要と認めたとときに同条を準用し開催することができる。

なお、組長が出席できない場合は、その組より代理人を出席させなければならない。

**第13条** 1 運営委員会は、公民館活動を円滑に行う為、副区長が召集し議長となる。

2 運営委員会は、幹事会を構成する役員その他、附則第7条に定める各部会の長に加え、少年相談員、小・中学校地区委員をもって構成する。

なお、必要に応じて民生委員の出席を要請することができる。

3 その他、開催、決議に関しては幹事会に準ずるものとする。

## 第 3章 役員

- 第14条 本区に次の役員を置く。  
(1) 区長 1名 (2) 副区長 1名 (3) 書記 1名  
(4) 会計 1名 (5) ブロック長 6名
- 第15条 役員の任期は、次のとおりとする。  
(1) 役員(ブロック長は除く)の任期は2ヶ年(4月から翌々年の3月まで)とする。但し、ブロック長の任期は1ヶ年とする。なお再任は妨げない。  
(2) 役員に欠員が生じたときは、新たに選考選出することが出来る。但し、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。  
(3) 役員は任期満了であっても、次期役員が決定するまではその任務を執行するものとする。
- 第16条 役員の選出は、次のとおりとする。  
(1) 新役員(ブロック長は除く)の選出は、選考委員会により2月末までに決定する。尚、第1回目の選考委員会は区長が召集し、選考委員の互選により委員長を決定する。  
(2) 選考委員会は、各ブロックよりブロック長を含む2名、計12名で構成する。  
ア 区長及び会計を選出する時は、選考委員会に副区長及び書記を加える。尚、区長候補の選出については第22条で定める役員に推薦を依頼することができる。  
イ 副区長及び書記を選出する時は、選考委員会に区長及び会計を加える。  
(3) 新役員は、総会において選考委員長より報告し承認を得る。  
(4) ブロック長は、各ブロックの新旧組長の選考により決定する。
- 第17条 区長は公民館長を兼務し、本区を代表して業務の全てを掌握し統括する。
- 第18条 副区長は公民館長を補佐し、公民館活動全般を行なうとともに、公民館活動を円滑に行なうため、附則第7条に定める各部会を統括する。また、区長に事故あるときは、区長業務を代行するものとする。
- 第19条 書記は、総会及び各種会議等の議事録を作成すると共に書類等の保管をなすものとする。なお、保管については、細則においてこれを定める。
- 第20条 会計は、金銭出納及び財産管理にあわせ企業区費徴収の事務手続きを行う。
- 第21条 ブロック長は、ブロック内の組長を統括し、区の事業全般を行う。

**第22条** 区長は必要に応じて、附則第7条に定める各部会委員の他、次の役職の者に区長の補佐機関として意見を聴く事ができる。  
(1)市議会議員 (2)民生委員 (3)消防第3分団乙金支部長  
(4)農事・水利組合長 (5)その他、区長が必要と認めるもの

**第23条** 1 本区に監査委員2名置く。なお、監査委員は選考委員会において選出し、任期は2ヶ年(4月から翌々年3月まで)とする。  
2 監査委員は毎年1回以上必ず、次の事項について監査を行い、その結果を総会で報告しなければならない。  
(1)業務の執行状況  
(2)財産の管理状況  
(3)予算の執行状況  
(4)その他、区の全般に関する事項

## 第 4 章 区民の権利

**第24条** 区民は、規約に従って本区の役員となり得るとともに、役員を選出することができる。また、役員と各機関の行動について報告を求め、自由に意見を述べることができる。

**第25条** 区民は、別に定める所定の区費を納入しなければならない。なお、特別な事情があるものに対しては、幹事会の決議により免除することができる。

## 第 5 章 会計

**第26条** 本区の予算は、次の収入をもって充てる。  
(1) 区費 (2) 企業区費 (3) 臨時区費 (4) 寄付金  
(5) 市助成金 (6) 借入金(但し、当該会計年度に返済可能な運転資金とする) (7) その他の収入金

**第27条** 臨時区費は、特別の場合に限り徴収することができる。徴収するに当たっては総会の承認を得なければならない。

**第28条** 既納の区費(前納分は除く)は原則として返還しない。

**第29条** 区長が発行する証明書、その他の事務手数料は別に定める。

**第30条** 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 「 附 則 」

- 第1条 役員及び各委員の報酬等は別に定める。
- 第2条 各組に組長を置く。なお、報酬については別に定める
- 第3条 本区に事務員を置き、区長が選考するものとする。  
なお、報酬は別に定める。
- 第4条 公民館に管理人を置く時は、幹事会の承認を得て区長が選考するものとし、報酬等は別に定める。
- 第5条 役員及びその他の者の業務上必要な旅費及び経費は、実費を支給する事ができる。
- 第6条 本規約に必要な細則は、幹事会において審議し、総会において承認を得る。
- 第7条 公民館に次の部会を置く。  
体育部 ・ 文化部 ・ 福祉部 ・ 助成部  
子供育成会 ・ 貸出文庫部 ・ 食改善部会 ・ シニアクラブ
- 第8条 本区内の災害に際しては、乙金区自主防災会規約で対応する。また、災害基金として、年間20万円を計上し、運用等は細則第9条で定める。

## 「 細 則 」

**第1条** 規約第25条の区費は1ヶ月500円とし、毎月、これを納めるものとする。  
なお、月の途中から転入した場合は、転入した翌月から納めるものとする。

**第2条** 規約第29条の手数料は、1件につき300円とする。

**第3条** 附則第1条の役員及び各委員の報酬等は、次のとおりとする。  
(年額)

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 区長……………12万円   | (2) 副区長……………12万円      |
| (3) 書記……………22万円   | (4) 会計……………25万円       |
| (5) ブロック長……………7万円 | (6) 監査員……………1万円       |
| (7) 体育部長……………3万円  | (8) 体育委員……………6千円      |
| (9) 文化部長……………3万円  | (10) 文化委員……………6千円     |
| (11) 福祉部長……………3万円 | (12) 福祉部員ブロック担当…6千円   |
| (13) 福祉推進員…6千円    | (14) 助成部長……………3万円     |
| (15) 助成部員……………6千円 | (16) 子供育成会会長……………3万円  |
| (17) 貸出文庫部長…3万円   | (18) 貸出文庫部員……………6千円   |
| (19) 食改善部会長…3万円   | (20) シニアクラブ会長……………3万円 |
| (21) 食改善推進員…6千円   | (22) 中学校地区委員……………1万円  |
| (23) 小学校地区員…1万円   | (24) 民生委員……………1万円     |
| (25) 少年相談委員…1万円   |                       |

**第4条** 附則第2条の組長手当は、市から支給される額に区から支給する額を合算し、計10,000円とする。

**第5条** 附則第3条の事務員報酬は、月額70,000円とし、8月と12月にそれぞれ1ヶ月分の特別手当を支給する。

**第6条** 規約26条6号の借入金は、最高限度額を 円とする。

**第7条** 規約19条の関係書類の保存期間は、経理関係については5ヶ年とし、その他は適年とする。

**第8条** 附則第6条に係る乙金区弔慰金取扱い規定を次のように定める。

- (1) 区役員及び運営員の死亡  
役員……………30,000円  
運営員……………20,000円
- (2) 区住民(区費納入世帯)の死亡……………3,000円
- (3) この規定に定めのない事項については、諸慣行によるものとし、幹事会の承認を得て贈ることができる。

**第9条** 附則第8条の運用等は、次による。

- (1) 災害基金は区内に災害が発生した際の、炊き出しのほか、災害に関する応急支出に限るものとする。
- (2) 災害基金は年度内未支出の場合、積立金として預金し一定額(200万円)になるまで継続する。
- (3) 一般会計に資金不足が発生した際は、この積立金を一時借用する事ができる。
- (4) 同条、第1項及び第2項については幹事会の、第3項については総会の承認を得て執行するものとする。

**第10条** 区の文化、福祉、その他、区の発展に寄与し、区民の模範と認められる行為があった者(団体)については、別に定める「乙金区表彰規定」に基づき表彰することができる。

## 施工

### 改正

昭和39年1月19日  
昭和42年1月22日  
昭和43年3月10日  
昭和44年4月6日  
昭和46年4月1日  
昭和47年4月2日  
昭和50年4月1日  
昭和51年4月17日  
昭和52年3月13日  
昭和54年2月25日  
昭和56年4月12日

### 改正

平成元年4月1日  
平成6年4月1日  
平成9年4月1日  
平成15年4月6日  
平成18年4月1日  
平成20年4月4日  
平成23年4月17日  
平成24年4月15日













